

令和元年度 市民農園入園条件

大野城市 ふるさとにぎわい課

(水道施設)

- 1 市民農園には**水道施設がありません**ので、農作業に必要な水は各自で確保してください。

(駐車場)

- 2 市民農園には**駐車場がありません**ので、自動車での来園はご遠慮ください。

(荷さばき場)

- 3 市民農園内の砂利敷き部分は「荷さばき場」です。自動車**で肥料の搬入や収穫物の搬出など行う場合のみ利用**できます。

(農具)

- 4 倉庫にある**農具は「貸し出し用」**です。数に限りがありますので、協力し合い大切に使用してください。また、農具が破損・紛失しているときは、すみやかに市に連絡してください。

(ごみ)

- 5 市民農園には「**ごみ捨て場**」は**ありません**。雑草、残作物等、農園内で発生したごみは利用区画以外の**あぜ・空き区画等に放置せず、必ず各自で責任をもって処分**してください。

(適正管理)

- 6 入園者は、自己の責任において利用区画を管理し、他の区画の利用者等に迷惑が掛からないよう使用してください。**雑草の繁茂は、種子の飛散や害虫発生の原因となり周辺に大変迷惑**となりますので注意してください。**適正な管理をされない場合は、契約を解除**させていただきます。

(目的外利用の禁止)

- 7 入園者は、農園内に工作物等を設置するなど、農作業以外の目的で市民農園を利用することはできません。

(事業目的の禁止)

- 8 入園者は、出荷または事業目的で市民農園を利用することはできません。

(通路の確保)

- 9 入園者は、農作物の作付けにあたっては、**区画間の通路を十分に確保**してください。また、設置している杭がある場合は、勝手に移動させないでください。

(安全配慮)

1 0 市民農園内で事故が発生した場合、土地所有者や大野城市は、その責任を一切負いませんので、入園者は安全に十分配慮してください。

(農薬の使用)

1 1 入園者は、農薬を使用する時は周辺農地への飛散防止に努めてください。ポジティブリスト制度導入に伴い、飛散した農薬により近隣農家が出荷停止となった場合には、損害賠償請求を受ける可能性があります。

(肥料の使用)

1 2 入園者は、肥料の使用の際、近隣に住宅や事業所があるところでは、臭気の拡散防止に努めてください。

(火気の使用禁止)

1 3 入園者は、市民農園内で火気を使用することはできません。

(原状回復)

1 4 入園者は、市民農園の利用を終了するときには、利用区画内の**雑草等を含む全ての農作物等を撤去し、使用した資材等を持ち帰ってください。**

(周辺環境への配慮)

1 5 入園者は、近隣の住宅や事業所への迷惑となる行為がないよう、十分注意を払って農作業を行ってください。

(契約の更新等)

1 6 大野城市市民農園の設置に関する要綱により、利用（契約）期間については5年を限度に更新することができますが、市民農園の廃止等により更新できない場合がありますのでご了承願います。

※入園者（契約者）が大野城市外に転出される時は、すみやかに大野城市役所

（ふるさとにぎわい課：電話 092-580-1895）までご連絡ください。